

大樹町地域福祉計画

大樹町地域福祉実践計画

【令和8年度～令和12年度】

人をつなぐ、暮らしをつなぐ



令和8年3月
大樹町
大樹町社会福祉協議会

ごあいさつ

近年では、医療技術の進歩や生活環境の改善によって平均寿命が延びる一方で、晩婚化・晩産化や未婚率の上昇により出生数が減少し、人口全体に占める高齢者の割合が高まっており、地域社会を取り巻く状況では、核家族化の進行やライフスタイルの変化、多様化する価値観により、家族との結びつきや地域でのつながりが希薄になりつつあります。同様に、地域福祉を取り巻く環境も大きく変容し、住民の生活課題やニーズは多様化・複雑化してきております。

このような状況の中、本町では、地域福祉の推進に向けた基本的な考え方などを明らかにしていくものとして、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とする「大樹町地域福祉計画・地域福祉実践計画」を大樹町社会福祉協議会と一体となって策定いたしました。

本計画の基本理念は、『共に支え合い、安全・安心に暮らせるまち』としています。

地域福祉は、住民や福祉を担う事業者、行政など町づくりにかかわるすべての構成員の協働によって実現するものであり、住民の安心と幸せの実現のためには、自立した個人が地域住民としてのつながりをもち、思いやりをもってともに支えあい、ともに生きるまちづくりの精神が育まれ活かされることが大切であります。

地域福祉を進めていくためには、地域福祉活動への主体的な参加が不可欠となり、また、これまで関わったことのない方にも関心を持っていただくようお願いするものであります。

このような観点にたって、今後も本町の地域福祉の推進に努めていきたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御多忙のところを熱心に御審議いただき、ご高見を賜りました策定委員各位に心から感謝申し上げます、御挨拶といたします。

令和8年3月

大樹町長 黒川 豊

ごあいさつ

このたび、大樹町社会福祉協議会では、「共に支え合い、安全・安心に暮らせるまち」を基本理念とした「大樹町地域福祉計画・地域福祉実践計画」を大樹町と一体となって策定いたしました。

本計画は、地域に暮らすすべての人が互いに支え合いながら安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、地域住民や関係団体、行政がそれぞれの立場で協働して地域福祉を推進していくための行動計画です。

近年、少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化、複雑化する生活課題など地域を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、住民一人ひとりが互いに思いやりをもって支え合うことの大切さが、今後ますます重要になっています。

本計画では、「つながり支え合えるしくみづくり」「安全・安心な暮らしを送るしくみづくり」「誰もが活躍・参加できるしくみづくり」の3つの基本目標を掲げ、地域の助け合いや見守り体制の充実、生活支援や移動支援の整備、ボランティア育成支援や、世代を超えた交流や参加の促進などさまざまな取り組みを推進してまいります。

地域福祉実践計画で掲げた課題解決に向けては、社会福祉協議会だけでは困難が想定されますので、地域の皆様始め、関係機関・団体と適宜、検証や協議の機会を設けて取り進めてまいりたいと思います。

地域の皆様とともに誰もが笑顔で安心して暮らせるまちづくりをめざして、地域福祉の推進に一層努めてまいります。

最後になりますが、計画の策定に当たり貴重なご意見を寄せて頂きました皆様はじめご協力いただいた関係各位に心より感謝申し上げます。

令和8年3月

社会福祉法人 大樹町社会福祉協議会
会長 大井 英則

目次

第1章 地域福祉計画・地域福祉実践計画策定にあたって

1. 地域福祉とは 5
2. 計画の概要 6

第2章 大樹町を取り巻く現状と課題

1. 人口等の推移 9
2. 将来人口の推移 11
3. 障がいのある人の状況 12
4. 生活困窮者の状況 12
5. 地域福祉関連施設の状況 13
6. ボランティア登録状況 14
7. 老人クラブ加入状況 14
8. 住民の声からみえた地域福祉の課題 15

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念 23
2. 基本目標 23
3. 取り組み施策の体系 24

第4章 施策の展開と役割分担

基本目標① つながり支え合えるしくみづくり

1. 施策 1:地域の助け合い・見守り体制づくり…………… 18
2. 施策 2:身寄りのない人への支援体制構築…………… 19
3. 施策 3:情報共有・連携の仕組み強化…………… 21

基本目標② 安全・安心な暮らしを送るしくみづくり

1. 施策 1:生活支援・移動支援の充実…………… 22
2. 施策 2:複合的課題(生活困窮・引きこもり・8050 問題など)
支援体制の整備…………… 23
3. 施策 3:災害時の支援体制整備…………… 25

基本目標③ 誰もが活躍・参加できるしくみづくり

1. 施策 1:子育て世代の交流と学び合いの促進…………… 27
2. 施策 2:障がいのある人・高齢者の社会参加促進…………… 28
3. 施策 3:ボランティア・地域活動の推進…………… 29
4. 施策 4:福祉教育・地域理解の促進…………… 30

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制…………… 32
2. 計画の推進管理…………… 32

資料

- 住民の声(座談会・インタビュー内容)…………… 34

第1章 地域福祉計画・地域福祉実践計画策定にあたって

1.地域福祉とは

「地域福祉」とは、地域の人々が支え合い、必要な助けを届けるための仕組みづくりで、人をつなぎ、暮らしをつないで、誰も取り残さない社会をめざす考え方です。

地域福祉の推進にあたっては、地域の関係者がそれぞれの役割を果たしながら、連携し、協力体制を築くことが大切です。

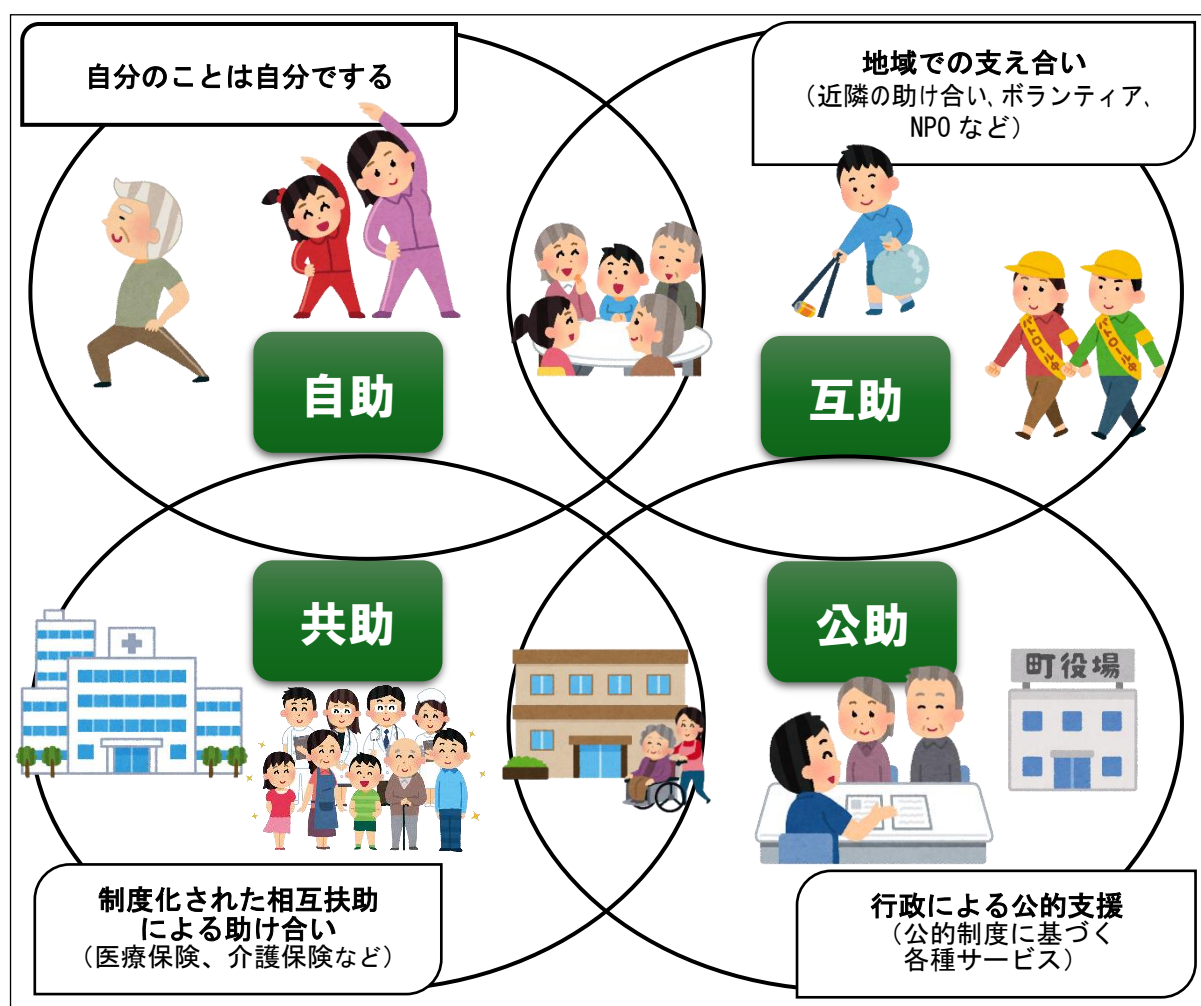
～地域福祉の「4助」(自助・互助・共助・公助)の連携～

「自助」・・・一人一人の主体的な活動

「互助」・・・近所の助け合いやボランティア、NPO などによる住民同士の支え合い

「共助」・・・医療保険や介護保険制度など制度化された相互扶助による助け合い

「公助」・・・行政が行う公的支援(生活保護、高齢・障害者福祉など)



2.計画の概要

(1)計画策定の背景

全国的に少子高齢化・人口減少傾向が進む中、核家族化やひとり暮らし世帯の増加、価値観・ライフスタイルの多様化が進展しています。加えて、新型コロナウイルス感染症流行の影響もあり、家庭内の支え合い機能が弱まり地域のつながりが希薄化するなど、家庭や地域をとりまく環境が変化してきています。

個人や世帯が抱える福祉課題についても、高齢者などの孤立、8050問題、ひきこもり、虐待、生活困窮、自殺など複雑化・複合化している現状があります。このような状況の中で、住み慣れた地域で誰もが安心して自立した生活を送るためには、従来の福祉制度だけでは十分に対応ができないケースが増えています。

このことから、公的な福祉サービスの充実とともに、地域住民やボランティア団体、民生委員、福祉介護事業者などがともに協力し地域一体となって支え合う「地域共生社会」の実現を目指すことが必要となっています。

この度、計画期間の満了を迎え、本町では大樹町社会福祉協議会とともに、新たに「大樹町地域福祉計画・地域福祉実践計画」を一体的に策定し、第6期大樹町総合計画に基づき『共に支え合い、安全・安心に暮らせるまち』とした基本理念で地域福祉の推進に取り組みます。

(2)地域福祉計画と地域福祉実践計画の一体的な策定

① 地域福祉計画とは

- ・社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が行政計画として策定するもの
- ・地域福祉推進の主体である住民の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、解決のために必要となる施策の内容、量、体制を庁内部局や関係機関、専門職で協議し、目標を設定し計画的に整備するもの(厚生労働省)

② 地域福祉実践計画とは

- ・社会福祉法第109条の規定に位置づけられた社会福祉協議会が、中心となって策定するもの
- ・地域住民やボランティア団体、福祉や介護事業者等の民間団体が相互に協力して、地域福祉を推進していくことを目的とする、住民参加型の活動計画(北海道社会福祉協議会)

町と社会福祉協議会が協働し、行政施策と住民活動を効果的に推進するため、一体的な計画として策定しました。

(3)計画の性格、法的位置付け

① 各種計画との調和

第6期大樹町総合計画(令和6年度～令和15年度)の基本構想に沿い、共に支え合い安心して暮らせるまちを目指すため、総合計画との調和を図り計画を推進します。

本計画の地域福祉部分の計画は、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)と一体をなすものです。また、障害者福祉部分は昨年度策定した障害者保健福祉計画と一体をなし、児童福祉部分は本年度策定したこども計画と一体をなすものです。

② 法令等の根拠

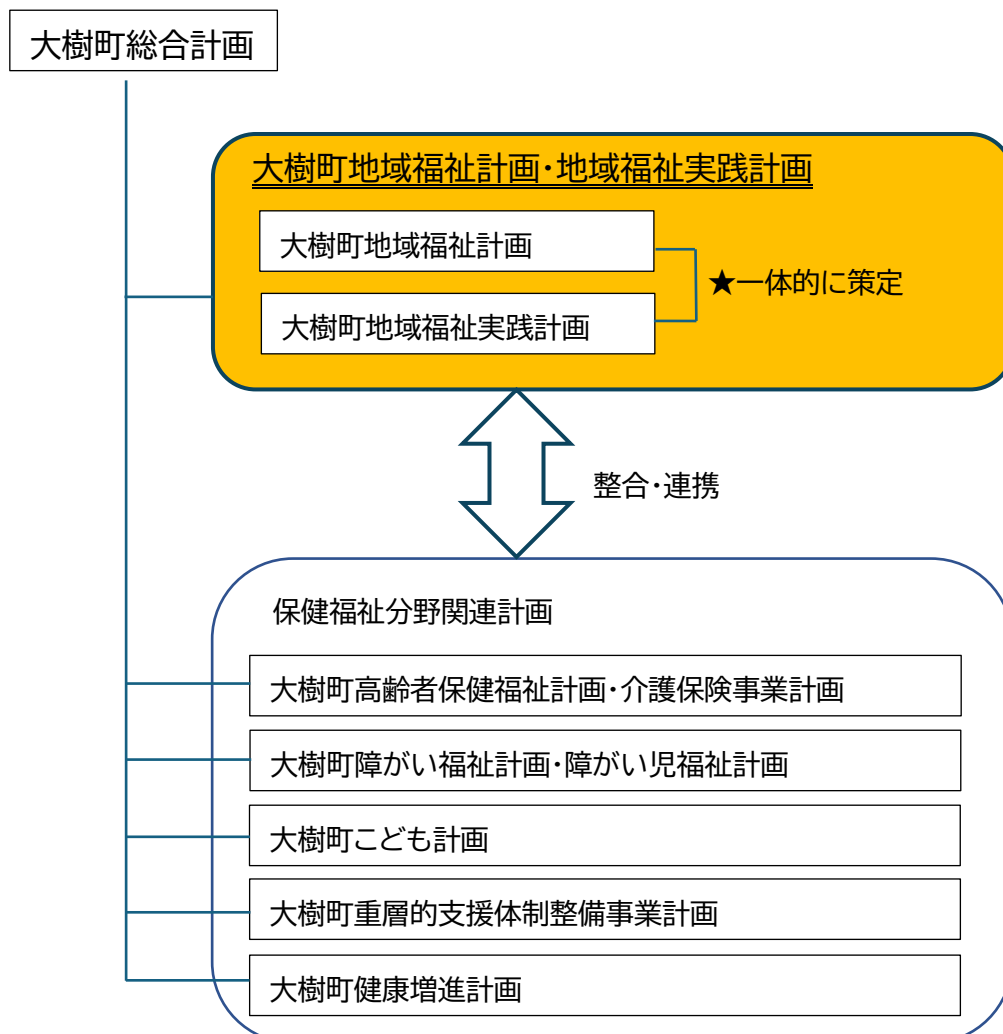
■社会福祉法(抄)

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5. 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■計画の位置づけ



③ 計画の期間

計画の期間は第6期大樹町総合計画に沿ったものとするため、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、必要に応じ見直しを行うものとしします。

計画の名称	計画期間	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第6期大樹町総合計画	R6～R15							
第9期高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	R6～R8							
第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画	R6～R8							
大樹町こども計画	R7～R11							
大樹町重層的支援体制整備事業 実施計画	R6～R10							
第三期大樹町健康増進計画	R8～R17							
大樹町地域福祉計画・ 地域福祉実践計画	R8～R12							



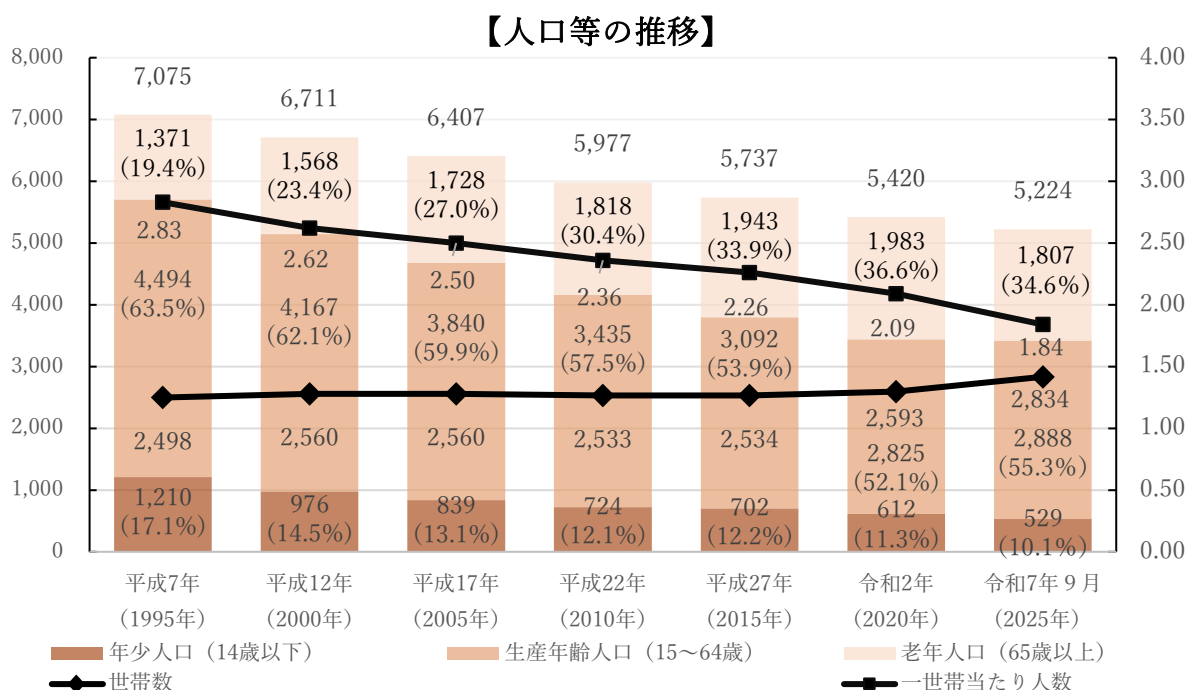
第2章 大樹町を取り巻く現状と課題

1. 人口等の推移

本町の総人口の推移をみると、令和7(2025)年では 5,224 人で、平成7(1995)年と比較して、1,851 人(26.2%)減少しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口と生産年齢人口は減少傾向で推移していますが、高齢者人口は増加傾向で推移しており、特に年少人口は令和7(2025)年と、平成7(1995)年を比較すると半数以下となっています。

世帯数は横ばいで推移しており、一世帯当たり人数は減少しています。



(単位:人)

区 分	H7年 (1995)	H12年 (2000)	H17年 (2005)	H22年 (2010)	H27年 (2015)	R2年 (2020)	R7年 (2025)
年少人口(0~14歳)	1,210	976	839	724	702	612	529
生産年齢人口(15~64歳)	4,494	4,167	3,840	3,435	3,092	2,825	2,888
老年人口(65歳以上)	1,371	1,568	1,728	1,818	1,943	1,983	1,807
総人口	7,075	6,711	6,407	5,977	5,737	5,420	5,224
世帯数	2,498	2,560	2,560	2,533	2,534	2,593	2,834
一世帯当たり人数	2.83	2.62	2.50	2.36	2.26	2.09	1.84

資料:各年国勢調査

※令和7年9月については住民基本台帳に基づく人口

(1) 高齢者世帯数の推移

高齢者世帯数の推移をみると、高齢者の夫婦世帯及び単身世帯が増加傾向となっています。

(単位:世帯)

年	総世帯	65歳以上の高齢者を 含む世帯		夫婦世帯		単身世帯	
		含む世帯	比率(%)		比率(%)		比率(%)
令和3年	2,751	1,247	45.3	416	15.1	453	16.5
令和4年	2,788	1,246	44.7	400	14.3	475	17.0
令和5年	2,845	1,238	43.5	390	13.7	502	17.6
令和6年	2,827	1,256	44.4	508	18.0	519	18.4
令和7年	2,834	1,235	43.6	496	17.5	517	18.2

資料:住民基本台帳(9月末現在)

(2) 出生数・死亡数

出生数が死亡数を下回る「自然減」となっています。

(単位:人)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
出生数	46	55	49	42	29
死亡数	59	60	75	88	92

資料:住民基本台帳(3月末現在)

(3) 要介護高齢者の状況

大幅な変化なく推移しています。

(単位:人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要介護認定者数	425	417	414	404
要介護認定率(%)	21.8	21.5	21.8	21.5

資料:高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(10月末現在)

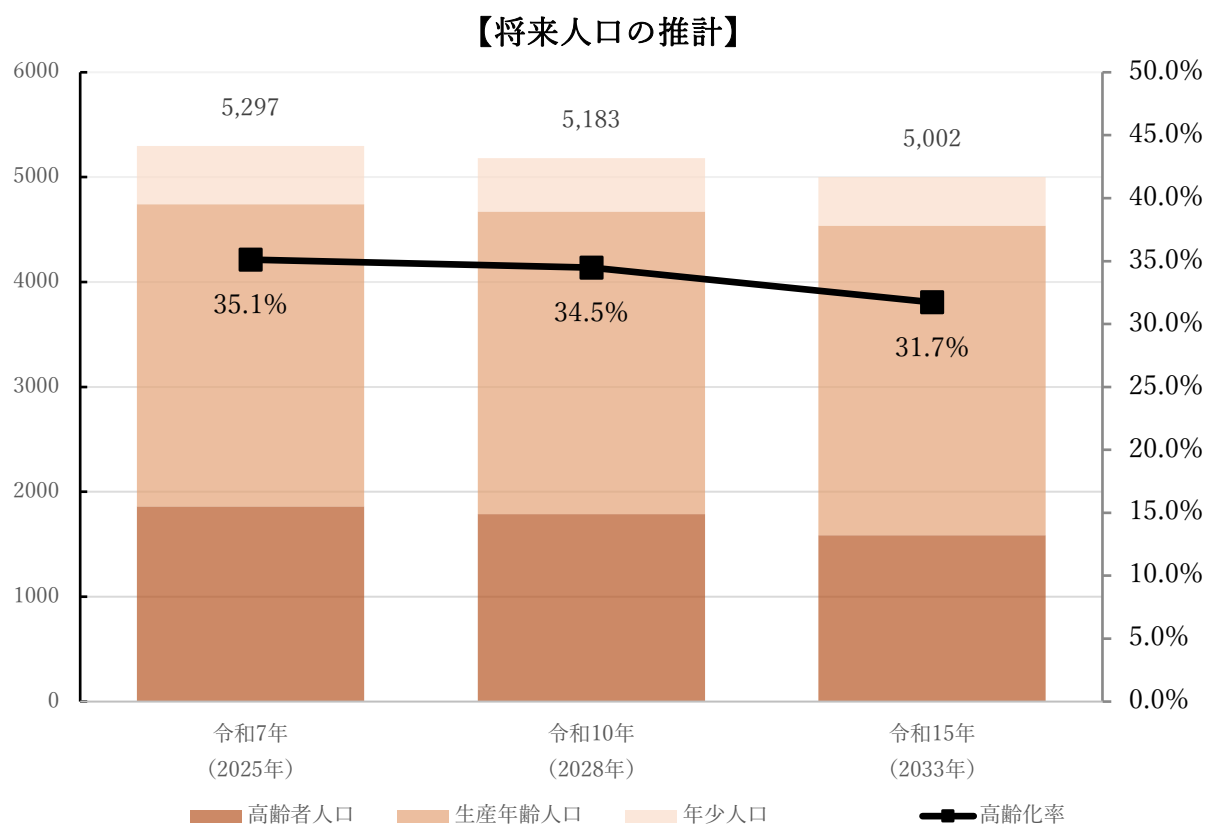
2. 将来人口の推移

将来人口の推計によると、本町では、人口減少がさらに加速することが予想されます。

(単位:人)

区 分	推 計 値		
	令和7年	令和10年	令和15年
年少人口	555	512	465
生産年齢人口	2,882	2,884	2,950
高齢者人口	1,860	1,787	1,587
総人口	5,297	5,183	5,002

※国立社会保障・人口問題研究所の推定値に基づく推計



3. 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数の推移

本町の障がいのある方々(障害者手帳所持者)の数は、令和6年度で 345 人、障がい種別では精神障がい者 29 人、知的障がい者 61 人、身体障がい者 255 人です。

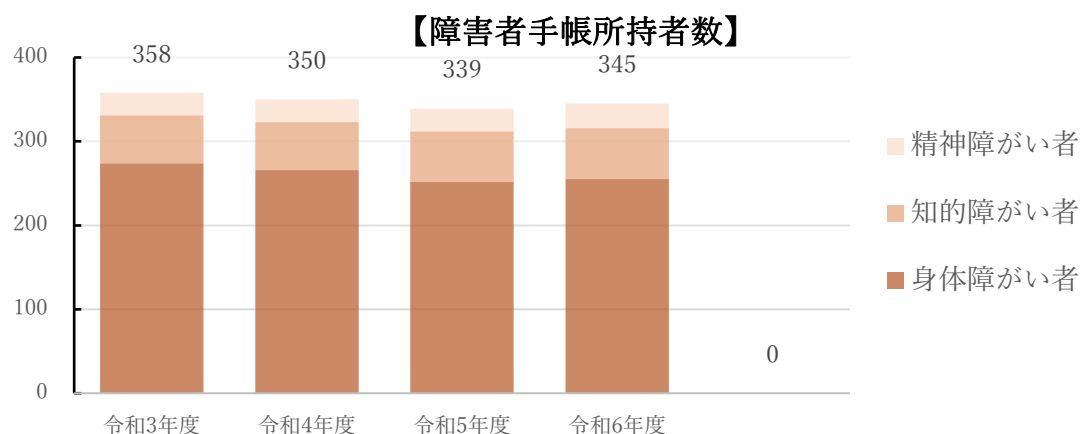
なお、障がいがあっても手帳を取得していない方や、発達障害、高次脳機能障害、難病のある方、現行の障害認定基準では手帳取得要件を満たしにくい方もいます。

○障害者手帳所持者数

(単位:人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
精神障がい者	27	27	27	29
知的障がい者	57	57	60	61
身体障がい者	274	266	252	255
合計	358	350	339	345

資料:保健福祉課福祉係(3月末現在)



4. 生活困窮者の状況

本町での生活保護受給者は、令和6年度で 33 人となっています。

○生活保護受給者数

(単位:世帯・人)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護延べ世帯数	26	22	24	26
被保護延べ人数	33	29	31	33
保護率(%)	6.11	5.36	5.87	6.33

資料:十勝総合振興局社会福祉課(3月末現在)

5. 地域福祉関連施設の状況

区 分	施 設 分 類
子ども・子育て支援 関連施設等	認定こども園たいき 学童保育所、大樹町子育て支援センターしゅしゅ 大樹小学校、大樹中学校、大樹高校、大樹町教育委員会 児童養護施設十勝学園(子育て短期支援事業)【帯広市】 帯広児童相談所【帯広市】 南十勝こども発達支援センター、保健福祉課子育て支援室
障がい者福祉 関連施設等	ヘルパーステーション「ひなたぼっこ」(居宅介護、福祉有償運送) ヘルパーステーション「ケアポートげんき」(福祉有償運送) 大樹町地域活動支援センターほっと(地域活動支援センター、日中一時 支援) 十勝障がい者総合相談支援センター【帯広市】 十勝障がい者就業・生活支援センターだいち【帯広市】 大樹町相談支援センター
高齢者福祉 関連施設等	大樹町社会福祉協議会(介護予防事業、生活支援体制整備事業、訪問サー ビスB、日常生活自立支援事業等) 特別養護老人ホームコスモス苑 介護老人保健施設「ケアステーションひかり」 大樹町老人デイサービスセンター 光寿会通所リハビリテーション(デイケア) 「ひなたぼっこ」くらぶ(地域密着型小規模通所介護) ヘルパーステーション「ケアポートげんき」(訪問介護、福祉有償運送) ヘルパーステーション「ひなたぼっこ」(訪問介護、福祉有償運送) 南十勝居宅サービス事業所「つばさ」 居宅介護支援事業所「ひなたぼっこ」 大樹町立国民健康保険病院(訪問看護、通院リハビリテーション) 大樹町地域包括支援センター(介護予防支援事業所)
生活困窮者自立支援 関連相談窓口等	十勝総合振興局社会福祉課(福祉事務所)【帯広市】 十勝生活あんしんセンター(自立相談支援事業所)【帯広市】 ハローワーク帯広【帯広市】 大樹町社会福祉協議会 保健福祉課福祉係
地区組織等	町内会、町内老人クラブ、大樹町老人クラブ連合会、 十勝地区身体障害者福祉協会大樹分会、大樹町手をつなぐ育成会 町内ボランティア団体、大樹町ボランティア連絡協議会 大樹町民生委員児童委員協議会

6. ボランティア登録状況

大樹町ボランティアセンターに登録している会員は、令和7年4月時点では 団体12(184名)、個人33名となっています。団体活動では地域でのサロンの開催や、施設等での慰問活動、個人では世代交流やイベント時の託児ボランティア等を実施しています。会員の高齢化等により会員数は減少傾向にあります。

(単位:団体・人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
団体登録 (人数)	12 (172)	13 (161)	12 (157)	12 (151)
個人登録	31	30	30	33
計	203	191	187	184

資料:社会福祉協議会(3月末現在)

7. 老人クラブ加入状況

大樹町では大樹町老人クラブ連合会として事業を実施しているほか、14の単位老人クラブ(R3年から1クラブが休会)がそれぞれ茶話会やサロン活動をしています。会員数は減少傾向にあります。

(単位:人)

クラブ名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大樹長寿会	休会			
尾田清寿会	97	96	93	83
南部老人クラブ (旧石坂地区)	21	21	19	20
北大樹老人クラブ	49	45	38	35
歴舟老人クラブ	68	69	71	68
東部長寿会	15	16	14	12
南大樹老人クラブ	49	53	63	59
大樹中央コスモス会	79	77	73	65
双葉熟年の会	48	43	39	42
緑苑長寿会	41	42	44	45
新通り水曜会	42	41	36	31
コスモスクラブ	81	81	81	80
南友シニアクラブ	70	71	68	70
柏寿クラブ	65	66	68	66
西本通パールクラブ	62	60	54	53
計	787	781	761	729
60歳以上人口に占める 老人クラブ加入率	34.7%	34.6%	34.0%	33.7%

資料:社会福祉協議会(4月末現在)

8.住民の声からみえた地域福祉の課題

(1) 子育て

- 子育て中の親同士の交流の場はありますが、すべての年齢の子どもや保護者のニーズに対応できる場所はまだ限られています。
- 安全に遊べる室内遊技場や公園など、年齢に合わせた遊び場が足りません。
- 保育園や預かり保育の枠が少ないと感じています。
- 授乳室やおむつ交換台、ミルクや紙おむつを買える自販機など、子育てに必要な設備が不足しています。
- 障がいのある子どもや他世代の人と触れ合える交流の場も、まだ十分ではありません。

(2) 高齢者

- 買い物や通院の移動が大変で、特に坂道や冬場の歩行が困難な方がいます。
- 高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる住まいが十分でないと感じています。
- 後見制度や緊急時連絡先の把握が不十分で、支援者不在の生活に不安があります。
- 介護保険サービス以外の生活支援(買い物、灯油の配達、衣替えなど)を受けにくいことがあります。

(3) 障がい

- 障がいのある方が町内で安心して住める場所や居場所が少ないです。
- 町内就労の機会が少なく、町外通所の必要があります。
- 施設利用や学童、放課後デイなど、障がい児が安心して過ごせる環境整備が不十分と感じています。
- GH(グループホーム)やサービス付き住宅の運営や見守りの体制が十分でなく、支援者や人手の不足が課題です。
- 成年後見制度や緊急時の支援者の把握もまだ不十分で、将来の生活に不安があります。

(4) 健康

- 郊外部では特に通院や健康管理のための移動が大変です。
- 心身が健康でないと住み慣れた地域に住み続けられないと感じています。
- 健康や障がいについての情報が地域で共有されておらず、地域で学べる機会が必要と感じています。

(5) 複合的な課題(孤立・生活困窮・ひきこもり・身寄りのない人・8050問題・ケアラーなど)

- 子育て世代、高齢者、障がい者の中に、孤立や生活困窮のリスクがあります。
- 複合的課題を持つ人の実態が十分にわかっておらず、今後の調査や情報収集が必要です。
- 支援ニーズに応じた柔軟な支援体制づくりが求められます。

第3章 基本的な考え方

1. 基本理念

共に支え合い、安全・安心に暮らせるまち

本計画は、地域に暮らすすべての人が、年齢や障がいの有無、生活環境にかかわらず、互いに支え合いながら、安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

この理念のもと、以下の3つの基本目標を掲げ、地域福祉の推進に取り組みます。

2. 基本目標

(1) つながり支え合えるしくみづくり

地域住民同士が顔の見える関係を築き、地域で暮らす誰もが孤立せず、助け合い・支え合える関係をつくることを目指します。

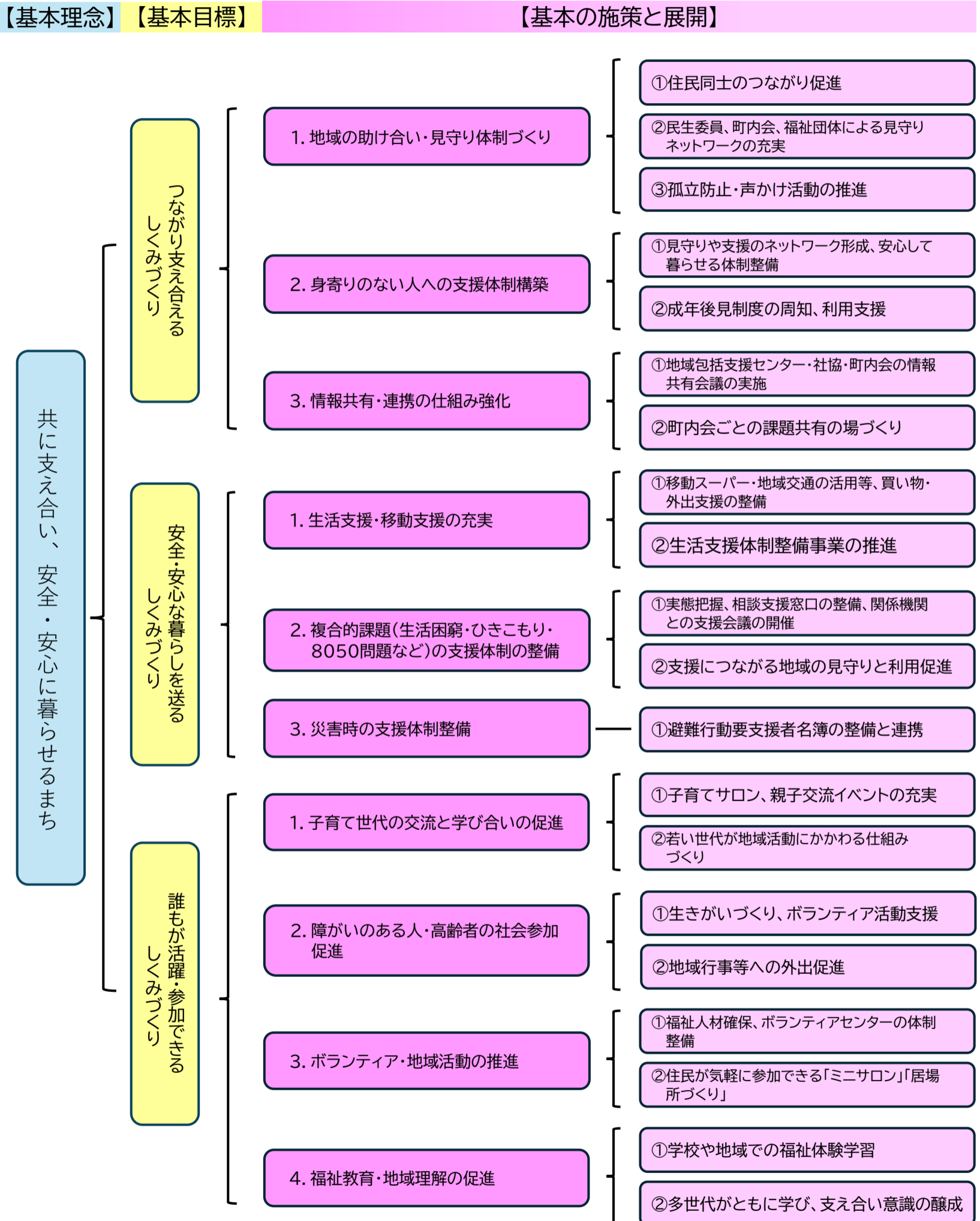
(2) 安全・安心な暮らしを送るしくみづくり

誰もが安心して暮らし続けられるように、日常生活の支援や緊急時の備えを整えることを目指します。特に移動や生活の困りごと、災害時の支援などに対する地域の力を高めます。

(3) 誰もが活躍・参加できるしくみづくり

子どもから高齢者、障がいのある人まで、誰もが地域の一員として役割を持ち、支え合いながら活躍できる地域を目指します。

3. 取り組み施策の体系



第4章 施策の展開と役割分担

【基本目標①】つながり支え合えるしくみづくり

施策 1:地域の助け合い・見守り体制づくり

◇方向性◇

- サロンやふまねっと、地域食堂など、住民同士が気軽に集まり交流できる場を充実させます。
- 民生委員や町内会、福祉団体などが協力し、地域ぐるみの見守りネットワークを強化します。
- 孤立を防ぐための声かけや支え合いの活動を広げます。

【みんなで取り組みましょう】

- 隣近所で声をかけ合いましょう。
- 地域行事やサロンに顔を出し、顔なじみを増やしましょう。普段来ていない人にも声をかけましょう。
- 助けてほしいときに声をあげましょう。

【社協が取り組むこと】

- 地域サロンやふれあいカフェ、地域食堂などの活動を支援し、住民同士がつながるきっかけをつくります。
- 住民が自ら立ち上げた“居場所づくり”の取り組みを応援し、継続できる仕組みを整えます。
- 民生委員や町内会、ボランティアとの連携を強化し、地域ぐるみの見守りネットワークを進めます。

【行政が取り組むこと】

- 世代や分野を問わず様々な相談を包括的に受け止めるとともに、孤立の深刻化を防ぎます。
- 民生委員と協力し、地域の安心安全を守るための見守り活動を行います。
- 住民や事業者が認知症を理解し、日常の見守りやできる範囲で手助けができるサポーターを育成します。
- 行方不明時に、連携機関間で迅速に情報共有、搜索、保護するための SOS ネットワークの整備と実施に努めます。

★関連する事業

継続:○ 拡大:◎ 新規:☆

取り組み事項	主担当		内 容
	町	社協	
ふれあいカフェ		◎	70 歳以上の高齢者が昼食やレクレーションで交流するとともに、運営するボランティアが社会参加できる場をつくれます
お互いさまーず ふれあいサポート事業		◎	買い物やごみ捨てなど日常生活でのちょっとした困りごとを有償ボランティアがお手伝いします
見守り活動の応援		○	ご近所の方による声かけ・見守り活動に取り組む町内会を支援します <事業名:小地域ネットワーク事業>
出産祝い金・弔慰金の支給		○	町民の慶弔に関して、出産祝金または弔慰金を贈ります
地域福祉活動の応援		◎	福祉団体が行う地域食堂やサロン活動を支援します
備品貸し出し		◎	町内会や団体の活動促進を目的にレクリエーション等の備品を貸し出します
ミニサロン・軽ボランティア活動		☆	身近な場所や少人数で開催できるサロンについて検討します
総合的な相談窓口の設置	◎	◎	どのような相談もまるごと受け止め、相談内容に応じて適切な支援機関や制度につなげます
民生委員防犯パトロール	○		地域を巡回し防犯の呼びかけや危険な場所の確認、見守り活動を行い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます
認知症サポーター養成講座	◎		認知症を正しく理解し、本人や家族をあたたく見守り支える、認知症サポーターを育てる講座を行います
配食サービス	○		食事を配達するとともに、声かけして安否を確認します
徘徊高齢者 SOS ネットワーク	○		登録した方の行方不明時の見守り、連携を図り保護に努めます
老人クラブ活動の支援	○	○	高齢者が気軽に集まり、楽しく交流できる老人クラブのサロン活動を応援します

施策 2:身寄りのない人への支援体制構築

◇方向性◇

- 家族や親族がいない方でも安心して暮らせるよう、地域での見守りや支援ネットワークを整えます。
- 成年後見制度の利用や手続きの支援を進め、生活の安心につなげます。

【みんなで取り組みましょう】

- 普段から近所づきあいを大切にしましょう。
- 各町内会で行われている見守り・支え合い活動(支えあいマップ等)に関わってみましょう。
- ひひとり暮らしの人を気にかけて、あいさつや声かけを心がけましょう。

【社協が取り組むこと】

- ひひとり暮らし高齢者や身寄りのない人の実態把握を進め、町と連携しながら既存の支援につなげるとともに、新たに必要な支援について検討します。
- 成年後見制度と地域の見守り活動を組み合わせ、安心して暮らせる体制を町と一緒に検討します。

【行政が取り組むこと】

- 権利に関する問題(虐待、成年後見制度等)をテーマに住民に情報提供し、普及啓発に努めます。
- 成年後見制度の相談に応じるほか、費用負担が困難な場合は、申立費用や後見人への報酬を助成します。
- 町と社協で権利擁護に関する体制整備について全国的な動向を注視しながら具体的に協議を続けます。
- 身寄りのない人への支援について地域ケア会議等で民生委員や関係機関と情報交換し、町内でできることを協議します。

★関連する事業

継続:○ 拡大:◎ 新規:☆

取り組み事項	主担当		内 容
	町	社協	
訪問相談支援		◎	コーディネーターが地域に出向き、暮らしの中での困りごとをサポートします
支えあいマップづくりの支援		◎	町内会での支えあいマップづくりをお手伝いし、地域の困りごとを見える形にして、孤立を防ぎ助け合える活動につなげます
成年後見制度の周知・利用支援	○	☆	成年後見制度に関する情報を提供し、相談や制度利用の支援を行います
民生児童委員活動	○		民生児童委員による地域の相談、支援を行います
医療と介護の連携の推進	◎		医療と介護を必要とする方が、入院中から退院後の生活まで切れ目なく支援を受けられるよう、関係機関の連携を推進します ≪事業名:在宅医療介護連携推進事業≫

施策 3: 情報共有・連携の仕組み強化

◇方向性◇

- 町、社協、町内会など関係機関が定期的に情報を共有し、地域課題の早期発見につなげます。
- 町内会ごとに課題を共有する場を設け、支援の方向を住民とともに考えます。

【みんなで取り組みましょう】

- 町長と語る会や地域別懇談会等に積極的に参加して思いを伝えよう。
- 『困ったときは“らいふ”か“社協”』を周知しましょう。

【社協が取り組むこと】

- 町や町内会と情報共有できる場をつくります。
- 福祉関係団体やボランティア間の連携を深め、支援体制を強化します。

【行政が取り組むこと】

- 定期的に地域ケア会議を開催し、関係機関の実務者で地域住民の生活実態や課題を共有し、支援や施策を協議します。
- 庁内、社協、地域包括支援センター等が情報共有のうえで支援会議を行い、複合的課題を早期に把握し対応します。

★関連する事業

継続:○ 拡大:◎ 新規:☆

取り組み事項	主担当		内 容
	町	社協	
ホームページの充実	◎	◎	ホームページを定期的に更新し、タイムリーに情報発信します
社協だよりの発行		○	3か月に1回、広報誌を発行し、まちのホットな話題をお伝えします
サポーター打ち合わせ		◎	ふれあいサポーターや介護予防サポーターと話し合い、協力を深めます
町内会活動の支援	○	○	町内会の集まりに出向き、情報を共有しながら、意見交換をします
地域ケア会議	○		個別の支援内容や方向性、地域課題を関係者で協議します
様々な困りごとへの支援体制の整備	◎	◎	庁内や地域包括支援センター、関係機関との連携、支援体制を整備・強化します ≪事業名:重層的支援体制整備事業≫

【基本目標②】安全・安心な暮らしを送るしくみづくり

施策 1:生活支援・移動支援の充実

◇方向性◇

- 移動スーパーや地域交通などを活用し、買い物や通院などの外出を支援します。
- 家事や買い物、ちょっとした困りごとを支え合える体制を広げます。

【みんなで取り組みましょう】

- 介護予防教室等に参加し、心身の健康の維持増進をはかりましょう。
- 買い物や病院への移動に困っている人がいたら声をかけ合いましょう。

【社協が取り組むこと】

- 介護予防教室や健康づくりの活動を支援し、高齢者や障がいのある方が自立した生活を送れるようサポートします。
- 日常生活のちょっとした困りごとに対応できるふれあいサポーター等の活動を支援します。
- 買い物や通院などの外出の為に、移動スーパーや公共交通の活用を支援します。

【行政が取り組むこと】

- 低所得の高齢者世帯等に対し冬季生活の負担を軽減するために灯油購入費の一部を助成します。
- 食事を用意することが難しい高齢者等に食事の配達と安否確認を行います。
- 医療機関への通院手段が無い高齢者等に対し、タクシー料金を助成します。
- 急病などの緊急時の対応が困難な高齢者等に対し、迅速に対応し救護するための支援を行います。

★関連する事業

継続:○ 拡大:◎ 新規:☆

取り組み事項	主担当		内 容
	町	社協	
暮らしの助けあい活動		◎	高齢者が、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送れるよう、介護予防や住民主体で取り組む生活支援の体制づくりをします(町受託) ≪事業名:生活支援体制整備事業≫

★関連する事業

継続:○ 拡大:◎ 新規:☆

取り組み事項	主担当		内 容
	町	社協	
暮らしの助けあいコー ディネーターの配置		◎	高齢者の暮らしのなかでの困りごとを一緒に考え、地 域の人やサービスにつなげます 《事業名:生活支援コーディネーター配置》
介護予防教室の実施		◎	高齢者の社会参加や運動の機会として、ふまねっと、音 楽体操教室、レクリエーション吹き矢、健康マージャン教 室を行い介護予防に努めます(町受託)
歳末一人暮らし高齢者 買い物支援		◎	ボランティアの協力を得ながら、支援が必要な高齢者を 送迎し、一緒に買い物を行います
介護用品の支給	○	○	対象者に、介護用品(紙オムツや清拭剤等)を支給しま す(町受託)
除雪サービス	○	○	対象者に、緊急避難経路を確保するために除雪します (町受託)
車いすの貸し出し	○	○	歩行に支障がある方に車いすを貸し出します
コミバス回数券販売	◎	◎	高齢者等の移動支援としてコミュニティバス回数券を 販売します
福祉灯油	◎		対象の世帯に、灯油または商品券を支給します
配食サービス	○		対象者に、週3回を限度に配食を助成します
高齢者の通院タクシー 利用券交付	◎		対象の高齢者に、居住する行政区に応じ、通院のための タクシー利用券を交付します 《事業名:高齢者等通院交通費助成》
重度障がい者の タクシー利用券交付	◎		対象の障がい者に、居住する行政区に応じ、社会参加や 通院のためのタクシー利用券を交付します 《事業名:重度障害者等交通費助成》
緊急通報装置の設置	○		簡単な操作で緊急時に通報できる装置を設置します
緊急医療情報キットの 配布	○		急に具合が悪くなったときに備え、迅速な救命活動が 行えるよう、持病やお薬情報をひとまとめにして冷蔵庫 に貼るキットを配布します

施策 2:複合的課題(生活困窮・ひきこもり・8050 問題など)の支援体制 の整備

◇方向性◇

- 実態調査を進め、生活に困っている方や孤立している方の状況を把握します。
- 相談支援窓口を整備し、関係機関が連携して支援会議を行う仕組みをつくります。
- 地域住民が課題を理解し、見守りや声かけが自然にできるよう意識を広げます。

【みんなで取り組みましょう】

- 地域で気になることがあったら自分たちだけで抱え込まずにらいふや社会福祉協議会に相談してみましょう。
- 近所で孤立している方や困っている方に気づいたら、声をかけてみましょう。
「大丈夫？」と声をかけるだけでも、困りごとの早期発見につながります。

【社協が取り組むこと】

- 生活困窮者自立支援制度等を活用し、行政や自立相談支援機関と連携しながら個別支援を行います。
- ひきこもり、8050 問題など、地域に潜在している課題の実態把握に取り組みます。
- 地域住民への啓発を行い、孤立や困窮を見逃さない地域づくりを進めます。
- 相談を受ける職員が必要な知識を得るために研修会等で自己研鑽し、支援に役立てます。

【行政が取り組むこと】

- 総合的な相談窓口を設置し、複合的な課題を抱える方や世帯に関しては多機関・多職種が連携できるよう調整します。また、支援会議やケアプラン作成等を行います。
- 各機関の強みを活かし、関係者が共通理解を持った支援ができるよう協議します。また、支援者が問題を一人で抱え込まないよう支援者の支援に努めます。
- 認知症の方やその家族の相談、見守り体制の強化、支援者の支援などを行い、認知症の方を様々なかたちで支援し、安心して暮らせる地域づくりを目指します。
- 生活困窮や過労、介護、孤立などの様々な社会的要因が絡む自殺のリスクに早期に気づき、見守り寄り添い、必要に応じて専門機関につなぎます。

★関連する事業

継続:○ 拡大:◎ 新規:☆

取り組み事項	主担当		内 容
	町	社協	
弁護士心配ごと相談		○	住民の心配ごと年に2回、弁護士が無料で相談に応じます
家計見直し・貸付相談		○	生活の安定に向けて、家計の見直しや、対象者には一時的な資金の貸し付け申請を支援します(道社協受託) 《事業名:生活福祉資金貸付事業》
緊急時生活費貸付相談		○	病気、葬祭などの緊急時に、生活費が不足した場合に必要な資金を貸し付けます 《事業名:法外援護資金貸付事業》
食品の無料配布		◎	家庭等から食品の寄付を募り、生活にお困りの方や、食事を提供するサロン活動団体へ無償で提供します 《事業名:フードドライブ》

★関連する事業

継続:○ 拡大:◎ 新規:☆

取り組み事項	主担当		内 容
	町	社協	
歳末たすけあい見舞金の贈呈		○	歳末たすけあい募金を活用し、支援を必要とする方に義援金を配布します
総合的な相談と支援	◎	◎	複雑化・複合化した問題を抱える方、世帯を支援する体制を整備します ≪事業名:重層的支援体制整備事業≫
高齢者等こころの健康相談	○		認知症専門医が、認知症の状態にある方やその家族の相談支援を行います
相談窓口一覧の配布	○		3月の自殺対策強化月間に合わせ、危険信号の啓発や相談窓口を掲載したチラシを全戸配布します

施策 3:災害時の支援体制整備

◇方向性◇

○避難行動要支援者名簿の整備や関係機関との連携を進め、災害時の支援体制を強化します。

【みんなで取り組みましょう】

- 防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 年に1度は避難所の場所や防災マップ、防災リュックを確認し、災害時の行動について考えましょう。
- 近隣の高齢者や障がいのある方の避難を一緒に考えましょう。

【社協が取り組むこと】

- 各地区に合わせた見守り体制に災害時の対応も見通せるよう支援します。
- 平時から災害ボランティアセンターの体制整備を進めます。

【行政が取り組むこと】

- 避難行動要支援の対象者となる方を、町内ケアマネジャーや民生委員の協力を得て把握し、名簿の作成と更新に努め関係者で共有し、災害時の避難支援体制を整えます。

★関連する事業

継続:○ 拡大:◎ 新規:☆

取り組み事項	主担当		内 容
	町	社協	
防災・災害時支援に向けた研修会参加	◎	◎	町内会等での防災活動の協力、地域団体等と連携し災害ボランティアの養成・訓練を実施します
災害ボランティアセンターの設置・運営		◎	災害時に関係機関と連携し、ボランティアセンターを設置・運営します また、災害後の生活再建に向け支援します
支えあいマップづくり		◎	マップづくりを通して災害時にも安心して避難できるようつながりを広げます
避難行動要支援者の把握と情報共有	◎		災害発生時に自ら避難することが難しい方を登録した名簿を作成し、関係機関で共有し災害時の支援に備えます



【基本目標③】誰もが活躍・参加できるしくみづくり

施策 1: 子育て世代の交流と学び合いの促進

◇方向性◇

- 子育てサロンや親子交流イベントを充実させ、親同士がつながるきっかけをつくります。
- 若い世代が地域の行事や活動に参加しやすい仕組みを整えます。

【みんなで取り組みましょう】

- 子どもが参加できる行事に積極的に参加できるよう声かけしましょう。
- 親子で参加できる行事に参加しましょう。
- 子育て中の親が気軽に集える場所づくりを応援しましょう。

【社協が取り組むこと】

- 地域のボランティアと協力し、子育てを支える温かいつながりを広げます。
- 行政・子育て支援センター・ボランティア団体などと連携し、支援のネットワークを強化します。

【行政が取り組むこと】

- 子育て支援センターの運営と事業の周知を行います。
- こども計画に基づき、子育て世代が安心して快適に外出できる環境の整備を行います。

★関連する事業

継続:○ 拡大:◎ 新規:☆

取り組み事項	主担当		内 容
	町	社協	
居場所づくりの支援	◎	◎	地域食堂や放課後活動を実施している団体の活動を支援します
子育て応援事業		○	子育て中の家庭が安心して暮らせるように、地域の状況や社会の動きに合わせてサポートします
赤い羽根文庫		◎	赤い羽根共同募金を活用して福祉センターに本をそろえ、子どもたちが本に親しめる環境をつくります
子育て支援センターの運営	○		子育てサロンの実施、親子交流イベントを開催します ≪事業名:地域子育て支援拠点事業≫

施策 2:障がいのある人・高齢者の社会参加促進

◇方向性◇

- 生きがいづくりやボランティア活動など、やりがいを感じられる活動を支援します。
- 地域行事やサークル活動などへの外出を支援し、参加のきっかけを増やします。

【みんなで取り組みましょう】

- 自分に合った生きがいを見つけ活動してみましょう。
- 何かしてもらった時は感謝の言葉を伝えましょう。

【社協が取り組むこと】

- 「できることを活かす」仕組みづくりを進め、誰もが地域で活躍できる環境を整えます。
- 外出が難しい方も気軽に参加できるような送迎支援や居場所づくりを検討します。

【行政が取り組むこと】

- 通院、通所など外出を支援するため、交通費を助成します。
- 認知症カフェや地域活動支援センター等既存の資源も活用し、利用者としてだけでなくボランティアとしても活躍できるよう支援します。

★関連する事業

継続:○ 拡大:◎ 新規:☆

取り組み事項	主担当		内 容
	町	社協	
介護予防教室サポーターへの参加支援		◎	介護予防教室の活動を紹介し、自分に合った形で気軽に参加できるよう応援します（町受託）
介護予防ポイント事業		◎	介護予防教室サポーターの活動等に対して、ポイントを付与し、町内で使用する商品券と交換します(町受託)
車いす対応車両の貸し出し	○	○	障がい等で公共交通の利用が困難な方の外出支援として、車いすのまま乗れる福祉車両を貸し出します(町受託)
福祉団体の活動支援	○	○	十勝地区身体障害者福祉協会大樹分会、手をつなぐ育成会等の活動を支援します
お金の管理・福祉サービス利用の手続き相談		○	研修を受けた地域の方が、認知症などでお金の管理や手続きに不安のある方を、生活面でサポートします(道社協受託) ≪事業名:日常生活自立支援事業≫
車いすの貸し出し		○	歩行に不安のある方が安心して外出や交流に参加できるよう、車いすを貸し出します
高齢者の通院タクシー利用券交付	◎		対象の高齢者に、居住する行政区に応じ、通院のためのタクシー利用券を交付します ≪事業名:高齢者等通院交通費助成≫

★関連する事業

継続:○ 拡大:◎ 新規:☆

取り組み事項	主担当		内容
	町	社協	
重度障がい者のタクシー利用券交付	◎		対象の障がい者に、居住する行政区に応じ、社会参加や通院のためのタクシー利用券を交付します ≪事業名:重度障害者等交通費助成≫
社会福祉施設へ通うための交通費の助成	○		障がいのある方が、町外の社会福祉施設へ通所するための交通費の一部を助成します ≪事業名:社会福祉施設等通所者通所費助成≫
指定難病通院のための交通費の助成	○		指定難病治療のため、町外の医療機関へ通院するための交通費の一部を助成します ≪事業名:指定難病患者通院費助成≫
地域活動支援センター(通称:ほっと)の運営	○		障がいのある方に日中の活動の場や居場所を提供し、社会参加を促進します
社会参加の支援	○	○	社会参加や多様な働き方について支援します
認知症カフェ(通称:あいじゅカフェ)	◎		認知症の有無を問わず、地域のあらゆる方が集い、交流し、認知症の理解や予防について考えます 認知症サポーターの参加を支援します
認知症・若年性認知症の方への支援の道しるべ	◎		いつ、どこで、どのような医療介護サービスや支援を利用できるかがわかる道しるべ(通称:ケアパス)の作成と周知を行い、活用を支援します
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	○		援助や配慮を必要とする方を、周りの人たちが見てわかるようなマーク、カードを無料で配布します

施策 3: ボランティア・地域活動の推進

◇方向性◇

- 福祉人材の育成・確保を進め、ボランティアセンターの体制を整備します。
- 住民が気軽に参加できる「ミニサロン」や「居場所づくり」を推進します。

【みんなで取り組みましょう】

- 仲間と協力して人が集まる場をつくってみましょう。
- 自分の得意なことを誰かのために役立ててみましょう。
- 身近な活動(ゴミ拾い・声かけ・配食など)から参加してみましょう。

【社協が取り組むこと】

- ボランティア登録・育成・マッチングの仕組みを整えます。
- ボランティアセンターを中心に活動情報を発信します。

【行政が取り組むこと】

□福祉人材の確保がますます困難となってきたため、介護未経験者の介護分野へ参入するきっかけづくりを支援します。

□ボランティアポイント付与の対象者を拡大し、地域のボランティア活動への意欲を高め、地域貢献や社会とのつながりを深めることを支援します。

★関連する事業

継続:○ 拡大:◎ 新規:☆

取り組み事項	主担当		内 容
	町	社協	
ボランティアセンター運営		○	地域のボランティア活動を広め、仲間づくりや参加のきっかけを広げていきます
ボランティア活動費の助成		○	ボランティア団体の活動に必要な費用を助成します
ボランティア連絡協議会の活動支援		○	ボランティア団体や個人ボランティアが所属するボランティア連絡協議会の研修や交流などの活動を支援します
ふまねっとサポーター養成講座・研修会の実施		◎	ふまねっとの教室を支えるサポーターを育て、活動に参加できるようつなげます(町受託)
ふれあいサポーター養成講座・研修会の実施		◎	支え合い活動に取り組むサポーターを育て、活動に参加できるようつなげます(町受託)
ボランティアポイントの付与	◎	◎	ボランティア活動に対してポイントを付与し、町内で使える商品券と交換します
介護の入門的研修	☆		介護の経験が無い方に対し、介護の基本的な知識と介護方法について研修会を行います(約4日間)

施策 4:福祉教育・地域理解の促進

◇方向性◇

○学校や地域での福祉体験学習を進め、支え合う心を育てます。

○多世代が学び合い、理解を深めながら、誰もが支え合う地域を目指します。

【みんなで取り組みましょう】

□子どもや若者に「人を思いやること」「地域を大切にすること」を伝えましょう。

□地域の福祉行事や体験学習に積極的に参加しましょう。

【社協が取り組むこと】

- 学校と連携し、各種事業への参加やボランティア学習を通して「思いやりの心」を育てます。
- 地域での福祉活動やボランティアを紹介し、参加のきっかけを広げます。
- 地域活動に取り組む住民福祉団体に助成するため、共同募金の周知に努めます。

【行政が取り組むこと】

- 認知症についての正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対し、できる範囲で手助けする応援者を増やします。
- 住み慣れた地域で生活を続けられるために、健康の維持増進、介護や福祉制度について啓発しながらともに考える機会をつくります。

★関連する事業

継続：○ 拡大：◎ 新規：☆

取り組み事項	主担当		内 容
	町	社協	
高齢者疑似体験セット・車いすの貸し出し		○	体験セットや車いすを貸し出し、福祉への関心や学びの場を提供します
福祉授業の協力		◎	学校と協力して福祉について学びを深め、地域を支える人づくりを応援します
学校ボランティア活動 協力・助成		◎	大樹小中高校の生徒が行うボランティア活動を協力・応援し、活動費をサポートします
地域まるごと交流		◎	知識の伝承や地域のつながりづくりを目的に、作業や遊びを通して多世代が交流できる場をつくります
講演会の開催		○	地域の方が福祉について学び合える場を広げます
共同募金活動		○	地域福祉活動を支える赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金活動を実施します
認知症サポーター養成講座	◎		認知症を正しく理解し、本人や家族をあたたく見守り支える認知症サポーターを育てる講座を行います
出前講座	○	○	老人クラブなどの地域の集まりに出向き、健康や介護、福祉に関する講話を行います

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

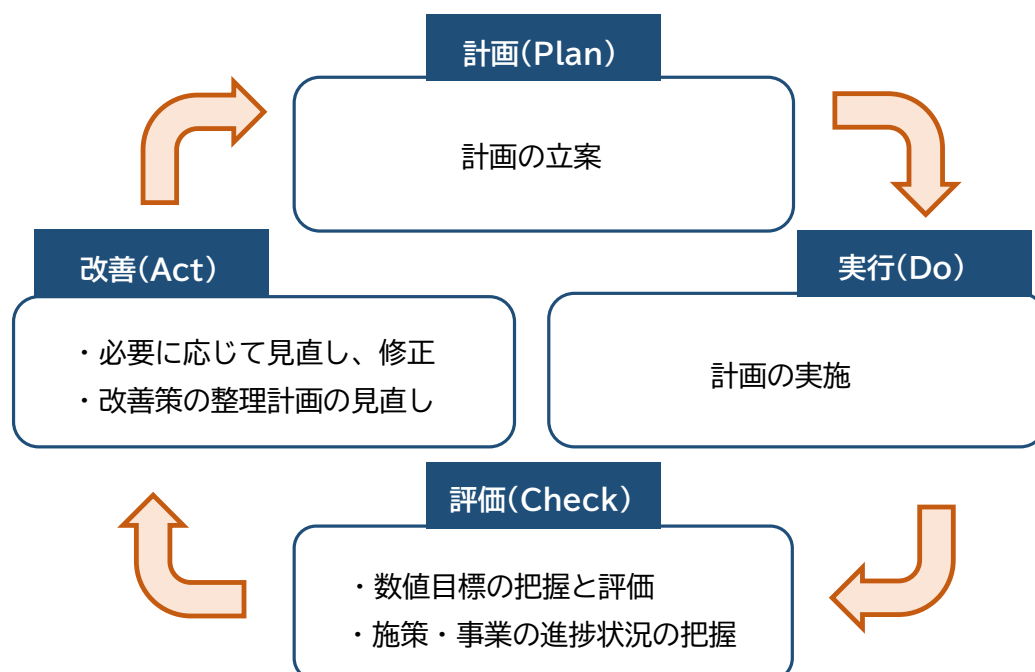
本計画の推進にあたっては、地域住民、社会福祉協議会、町(行政)がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携・協働して取り組みます。地域の課題に対して、住民主体の視点を大切にしつつ、行政の支援と、社会福祉協議会の民間性・専門性を活かし、地域全体で支え合う仕組みづくりを進めます。

また、定期的な情報共有や意見交換の場を設けることで、地域の声を反映した柔軟な運営を行い、持続可能な福祉のまちづくりを目指します。

2. 計画の推進管理

本計画の推進にあたっては、地域の実情に即した施策・事業の効果的な展開を図るため、PDCA サイクル(計画・実行・評価・改善)を継続的に活用します。具体的には、以下のプロセスを通じて、地域福祉の向上を目指します。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や地域ニーズの多様化など必要に応じた見直しを行い、柔軟かつ実効性のある計画運営に努めます。



大樹町地域福祉計画・地域福祉実践計画策定委員会

【委嘱委員】

任期:令和7年7月30日～令和8年3月31日

氏名	所属・職名	摘要
大井 英則	大樹町社会福祉協議会会長	委員長
林中 保	大樹町民生児童委員協議会会長	(委員委嘱時)
佐藤 良法	大樹町老人クラブ連合会会長	
高橋 英昭	大樹町ボランティア連絡協議会会長	
齊藤 徹	十勝地区身体障害者福祉協会大樹分会会長	副委員長
水谷 真理子	大樹町手をつなぐ育成会会長	
高橋 豊	大樹高等学校校長	
柿本 聡史	社会福祉法人光寿会理事	

【アドバイザー】

氏名	所属・職名	摘要
山崎 真裕	北海道社会福祉協議会地域福祉部地域福祉課課長	
河野 慎司	北海道社会福祉協議会地域福祉部地域福祉課主査	

【事務局】

氏名	所属・職名	摘要
水津 孝一	保健福祉課長	
明日見 由香	保健福祉課参事	
土屋 武	保健福祉課主幹	
桑原 美樹	保健福祉課福祉係長	
千田 真紀子	保健福祉課高齢者支援係長	
川上 貴嗣	保健福祉課福祉係主査	
曾根 友枝	保健福祉課高齢者支援係主査	
松原 健斗	保健福祉課福祉係主事	
高橋 教一	社会福祉協議会事務局長	
伊勢 幸枝	社会福祉協議会係長	
上田 友紀	社会福祉協議会主査	
小笠原 麻奈美	社会福祉協議会主任	

<資 料>

住民の声(座談会・インタビュー内容)

市街地区、郊外部で実施し計 54 名の住民から意見をいただきました。

(1)市街地区

① あなたにとっての居場所とは

- 自宅、友人宅、趣味の場(登山・将棋・プール・サークル)、職場、パークゴルフ場、福祉センター、ボランティア活動、新大樹地区、庭、畑・家庭菜園、ラジオ体操、ふまねつと、学校、病院、晩成温泉、公衆浴場、寿大学、町内会行事、スナック・居酒屋、パチンコ

● 通う理由・雰囲気

- 居心地が良く、安心できる
- 気晴らしや運動ができる
- 世代間交流や仲間との会話が楽しめる
- やりがいがある
- 健康維持や気分転換、趣味や楽しみのため
- 仲間との安否確認や情報交換
- 世代間交流や会話、助け合いの場
- 役割を持てる、達成感がある

② 居場所づくりに必要なこと

- 人が集まりやすい雰囲気づくり、リーダーの存在
- 誰でも自由に来られる場・自由に使える場
- 外に出る理由(イベント・活動・趣味)
- 交流できるベンチ、喫茶店、作品展示会などの場
- ボランティアや仲間同士で支え合う仕組み
- 歩いて集まれる場所
- 補助金・運営費・交通手段(バス・ハイヤー・タクシーチケット)
- 子どもも参加できるイベント
- 教え合える場、役割を持てる場
- 集まりを企画・運営するリーダーやボランティア

③ 自分達ができること

- 町内会での見守り体制づくり(向こう三軒両隣で声かけ)
- 支えあいマップの活用
- 集まりに自ら参加して他者も誘う
- 地域 LINE グループで情報共有
- 認知症カフェやイスラムカフェなど新しい交流の場を試す

<資料>

- ギフト会やバザーなどの企画運営
 - 集まる人や仲間を増やす
 - 空き家や施設の活用を要望
 - 役割を持ち続ける(お世話役や健康づくりなど)
 - 協力・助け合いの実践(バス送迎やコミュニティ支援)
 - 得意なことを教え合う
 - 活動の継続と振り返りで次年度に生かす
-

(2)郊外部

① あなたはいつまでこの地区に住み続けたいですか

- 皆の世話になれるうちは
- 助けてくれる人が元気なうちは
- 除雪や買い物ができるうちは
- 家族が健康なうちは
- 最期までここにいたい
- 若いうちは特に移住などは考えていない
- 元気なうちは
- 車の運転ができるうちは
- 認知症になるまで
- 夫婦で一緒にいられるうちは
- 仲の良い人がそばにいるうちは
- 自宅から離れたくない

② 住み続けるために必要なもの

- **交通・移動**
 - 車や運転できる人の存在が必須
 - 便利な通院・買い物バス、小型バスの便数増加
 - 迎えに行くなどの支援
- **生活の支援**
 - 小さなお店や宅配(トドック)がある
 - 買い物を頼める人、隣近所の協力
 - 交通手段(車・免許・スクールバス)
 - トドックやコープカケルなど宅配サービス
 - ゴミ出しの利便性(ステーション利用、コンポスト活用)
- **安全・環境**
 - 除雪サービス、歩道や草刈り整備

<資 料>

- 自然環境の良さ
- 野生動物対策
- 交通安全、鹿など野生動物対策
- 独居老人の見守り体制
- **健康・体力**
 - 健康で丈夫な足腰
 - 自分で歩ける、通院できる体力
- **地域のつながり**
 - 近所づきあい、助け合える関係
 - ご近所さんに頼める小さなこと
 - お互いに気にかけて合える関係
 - 集まれる場所の確保(コミセン、まんぷく食堂、地域行事)
 - 行事の段取りや引き継ぎがスムーズにできる仕組み
 - 若い人も含めた世代交流の工夫

③ 自分達ができること

- 健康維持(ウォーキング、ラジオ体操、畑仕事)
- 隣近所で気にかけて合う(電話や声かけ)
- 助けを求めること(除雪やちょっとした手伝い)
- 山菜や野菜のおすそ分け
- 子どもに負担をかけない工夫
- 地域行事への参加・手伝い・片付け
- 食事提供や集まりの運営
- ゴミ拾いや減量、コンポスト利用
- 安全運転を続ける
- 集まりへの誘い合い(車に乗せるなど)
- 近所づきあいの維持
- お互いを思いやる意識づくり
- 地域のイベントや文化活動への参加・企画

(3)子育て中のママインタビュー

① 大樹町で子育てして良かったこと

- **支援センター**
 - 先生が常に2人体制でベテラン、安心して預けられる
 - おもちゃの入れ替えが早く、子どもが飽きない
 - 他のママと情報交換、先輩ママの経験談を聞ける

<資 料>

- 年齢の違う子ども同士の交流で刺激になる
 - 施設・環境
 - 道の駅にキッズスペースができた
 - 図書館の児童書が豊富で新しい本も早く入る
 - 地域のつながり
 - 支援センター以外でも座談会でママ友ができる
 - 他町から来たママも友達づくりがしやすい
- ② 子育てをもっと楽しくするには
- 施設・遊び場
 - 保育園卒の充実
 - 図書館は独立してほしい
 - 室内遊技場(年齢別ゾーン)や旧北・南保育園活用
 - 公園・運動公園の池を水遊び用に整備
 - 授乳・育児サポート
 - 道の駅、役場、学習センター、図書館に授乳室・おむつ交換台・ミルク・紙おむつ自販機の設置
 - 支援センターで保育園の給食を体験できるように
 - こども園の中庭開放
 - ファミリーサポート(資格ある人による一時預かり、利用時の安全確保)
 - 地域・政策
 - 子育て支援に力を入れると定住促進につながる
 - 公園遊具にロケットなどの特色を出す
- ③ 安心して集まれる場所のイメージは
- 授乳室・おむつ交換室・子ども用補助便座などが整っている
 - 子どもから目を離さず安全が確保される場所
 - 年齢に応じて集まる場所は変化する(例:1歳頃から仕事復帰で集まらなくなる場合もある)
- ④ 世代間交流の希望はありますか
- 内容次第で参加意欲が変わる
 - 強制的な町内会参加ではなく、イベントで同じ空間にいる程度が望ましい(ワンシーズン1回など)
- ⑤ 相談相手・助けてくれる人は誰ですか
- 支援センターの先生
 - ママ友同士の助け合い
- ⑥ 自分の周りに孤立しているママはいますか
- 上の子の世話が忙しくて参加できないママがいる
 - 障がいへの理解を深める機会(勉強会や世代間交流)があると、障がいのある子のママも参加しやすいのではないかと

<資 料>

⑦ パパの育児に関する要望

- 男性トイレにおむつ交換台がなく困る
- パパ同士のネットワークがあると助かる

⑧ その他の要望・政策

- 医療費無料制度の維持(18歳まで)、おむつ代補助
 - 乳幼児健診やトイレトレーニングの改善
-

(4)地域福祉活動実践者インタビュー

① 地域で福祉活動を実践して良かったこと

- 喜ばれる・頼られる
 - 活動に参加することで地域の人から感謝されることが励み
 - 「尾田ふまねっと」「地域食堂」「ゆめのぽけっとサロン」などが喜ばれている
 - 仲間と協力して活動することで楽しさを感じる
- 継続意欲
 - 「細く長く続けたい」「死ぬまで活動したい」といった声
- 地域の強み
 - 以前の町内会行事の記憶が残っており、復活させやすい
 - 頼られる環境があると活動者は増える

② 今後新たにしてみたいこと

- 郊外部での活動
 - 郊外部での小規模な集まりやサロン、子ども向け企画(ハロウィンなど)
 - 近所で少人数から始める集まりを通じて交流を広げる
- 地域連携・支援
 - 社協や役場の支援を受けつつ「超ミニサロン」を実施
 - お菓子代や茶菓子代の助成を受け、住民が主体で小規模な居場所づくり
- 集まりへの参加支援
 - 来られない人にはお弁当などを届けて交流のきっかけにする

③ 活動を続ける上で困難と感ずること

- 人材確保
 - 高齢者スタッフが多く、長期継続が難しい
 - 若い人や後継者が入りにくい
- 参加者確保
 - 来てほしい人が来られない、最初だけ来てやめる人もいる
 - 家族構成や状況によって来づらい場合がある
- 地域の状況
 - 近所づきあいの減少や、移動手段が限られることで参加が困難

<資 料>

④ 活動する上で地域の強み

- 頼られる環境や「感謝される体験」が活動の原動力
- 地域の過去の行事や文化を活かして新たな活動に発展できる
- 仲間同士の信頼関係が活動を続ける支えとなる

⑤ 活動の原動力

- 仲間と一緒に活動する楽しさ
- 住民が「来よう」と思える場づくり
- 民生委員や学校活動との連携で地域に信頼される環境があること

⑥ 活動者を増やすために必要なこと

- 住民から頼られる・期待される場を作る
- 小さな成功体験から活動を始めやすくする
- ハードルが低い活動や少人数の居場所づくりから広げる

(5)町内ケアマネインタビュー

① 行政区・町内会に関する課題

- 回覧板・情報伝達
 - 高齢者に回覧板は負担になる
 - 回覧板が滞ったり、案内を見ていないことへの苦情が役員に届く
 - LINE グループや電子化で利便性を高められないか
- 班長・認知症世帯の対応
 - 認知症の一人暮らしの人を班長の順番から飛ばすと苦情が出る
 - 隣近所の状況把握が不足している

② 買い物支援

- 移動スーパー「カケル」の活用
 - 新通や柏木町など範囲拡大が望まれる
 - 認知症高齢者には曜日の認識が難しいため、地域で声をかけ合う組織との連携が必要
- 歩行・移動の課題
 - 冬の坂道や買い物袋で両手が塞がり歩きにくい人がいる
- デイサービスとの連携
 - デイサービスでの「カケル」の活用希望(衣類や日用品の販売)

③ 介護保険サービス以外の支援

- 灯油の買い出し、季節ごとの絨毯の入れ替えなど、生活支援の要望がある
- 事業所が一般事業(1時間 1500円)で対応しているが、対象拡大は赤字・人手不足の課題

<資料>

④ 身寄りのない人への支援

- 入所・緊急対応の課題
 - 入所にはキーパーソンや緊急連絡先が必須
 - 家族がいない場合、入院中の支払い・手続きに困る
 - 将来的課題
 - 今後、身寄りのない高齢者が増えることが予想される
 - 身寄り問題は喫緊の課題として対応が必要
-

(6)障がい者団体懇談会結果

① 活動費用・補助金について

- 参加費や交通費を団体・個人が自己負担しているため負担が大きい
- 補助金はコロナ禍で一時的に出ていたが、今後は不透明で活動計画を立てにくい
- 会計上の見せ方によって「余裕がある」と誤解される。実際の支出を反映させてほしい

② 住宅・生活支援について

- 障がい者も利用できる改修済み公営住宅を整備してほしい
- 高齢者向け住宅を障がい者も利用できるようにしてほしい
- 住宅を集中配置し、受診や買い物ができる巡回支援も検討してほしい

③ 就労・居場所について

- 町外通所者の受け入れや実習生の就労には住まいの確保が必要
- 若い世代も巻き込み、長期的に支援を考えたい

④ 成年後見制度・緊急時対応について

- 支援者や緊急連絡先を把握し、ファイリングして引き継ぐ仕組みが必要
- 親がいるうちに見通しを立てたい

⑤ 福祉センター・施設利用について

- 改修済み施設で障がい者も利用できる環境整備を希望

⑥ 移動・通院支援について

- 高齢者・障がい者の通院や生活移動が困難
- 食事代負担や移動手段の工夫も含め、利用者の負担軽減が必要

大樹町地域福祉計画
大樹町地域福祉実践計画

令和8年3月

発行 大樹町・大樹町社会福祉協議会

編集 大樹町役場保健福祉課

〒089-2145

広尾郡大樹町暁町8番地1

大樹町高齢者保健福祉推進センター「らいふ」内

電話(01558)6-4833

Email hoken_fukushi-ka@town.taiki.hokkaido.jp



大樹町社会福祉協議会

〒089-2140

広尾郡大樹町栄通 29 番地 6

大樹町福祉センター内

電話(01558)6-4130

Email taiki-shakyo@flute.ocn.ne.jp

